



第 88 期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月26日(木)午前10時

場 所

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール

【お知らせ】

- ・株主総会のライブ配信を実施いたします。詳細は5頁のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・書面またはインターネット等による事前の議決権行使を推奨いたします。
- ・株主総会会場にご来場の株主様への手土産のご用意はございません。



素晴らしい人間環境づくり

ニチハ株式会社

証券コード：7943

株 主 各 位

名古屋市港区汐止町12番地
(本社事務所 名古屋市中区錦二丁目18番19号)
三井住友銀行名古屋ビル)

ニチハ株式会社

代表取締役社長 吉 岡 成 充

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nichiha.co.jp/ir/shareholder/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7943/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ニチハ）または証券コード（7943）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2	場 所	名古屋市中区栄二丁目2番5号 電気文化会館5階 イベントホール
3	目 的 事 項	報告事項 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件
4	議 決 権 行 使 に ついてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇 株主総会会場には、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（交付書面）と同じものをご準備する予定でございます。
- 〇 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
 - ② 連結計算書類
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ③ 計算書類
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 〇 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
- 〇 本株主総会の決議結果につきましては、前頁に記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。なお、配当金に関するご連絡は、書面にてご送付いたします。



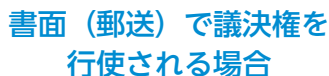
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 御中 ×××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>																	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

○○○○○○○

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

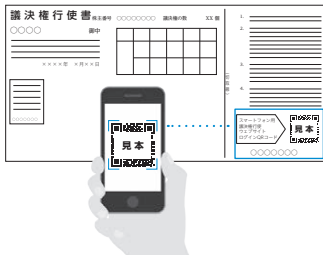
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

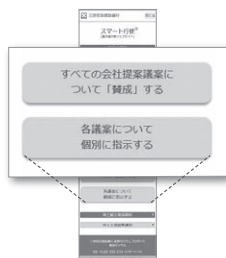
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

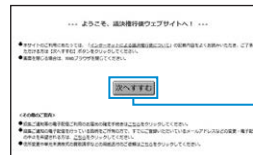
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

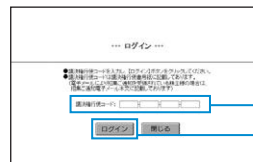
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

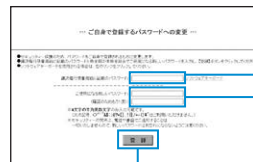
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信についてのご案内

本株主総会におきましては、効率的な情報提供等の観点から、会場へご来場されない株主様もインターネットを用いて議事進行の様子をご視聴いただけるよう、ライブ配信を実施いたします。

ライブ配信のご視聴を希望される株主様におかれましては、下記事項をご確認のうえご視聴くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場にご来場の株主様のプライバシーに配慮し、可能な限り株主様の容姿が映らないように撮影を行いますが、やむを得ず映り込んでしまうことがあります。あらかじめご了承ください。

1. 株主総会ライブ配信について

株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、株主様専用のウェブサイトで株主総会のライブ中継動画を視聴することができるようにするものであります。

ライブ配信の視聴は、会社法上の出席には当たりませんので、ライブ配信を視聴される株主様は、**ライブ配信を通じた議決権行使、動議の提出・採決、質問等を行うことはできません。**

2. 配信日時

配信日時

2025年6月26日（木） 午前10時～株主総会終了時

※配信画面には、午前9時30分よりアクセス可能です。

3. 視聴の手続き

- (1) ライブ配信を視聴される株主様は、IDとパスワードを次の視聴用ウェブサイト（株主様専用）で入力してください。ウェブサイトにはQRコードからもアクセス可能です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

視聴用
ウェブサイト

<https://7943.ksoukai.jp>



ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載のもの）（9桁の半角数字）
※議決権行使書を投函する前に、お手元にお控えください。

パスワード

郵便番号（株主様の2025年3月末日時点におけるご登録住所のもの）
（7桁の半角数字（ハイフンなし））

- (2) ライブ配信を視聴される株主様は、事前に視聴用ウェブサイトログインし、ページ最下部の「視聴確認用動画を再生する」より問題なく視聴することができかご確認をお願いいたします。視聴用ウェブサイトは6月4日に開設し、現在ご確認いただける状態となっております。

4. ご留意事項

- (1) ライブ配信を視聴することができるのは、当社株主名簿（2025年3月末日時点）に記録された1単元以上の株式を有する株主様ご本人のみといたします。前記「3. 視聴の手続き」に記載のIDとパスワードを第三者に伝えることを禁止いたします。
- (2) ライブ配信動画の撮影・録音・録画およびSNS等での公開は、禁止いたします。
- (3) ライブ配信の視聴に要する通信機器類の費用やインターネット接続料等の一切の費用は、株主様のご負担となります。あらかじめご了承ください。
- (4) 通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、映像・音声の乱れや一時中断などが発生し、株主様がライブ配信を視聴できないことがあるほか、場合によってはライブ配信を中止せざるを得ないことがあります。また、これにより株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- (5) 万一何らかの事情によりライブ配信を実施しない場合は、1頁に記載の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- (6) ライブ配信終了後の事後配信（オンデマンド配信）は行いません。

5. お問い合わせ先

ライブ配信に関して、ご不明な点がございましたら、専用のコールセンターまでお問い合わせください。

ライブ配信
コールセンター

03-6833-6851

受付時間 2025年6月26日（木） 午前9時～株主総会終了時

なお、インターネットへの接続方法やご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主様側の環境等が原因と思われるトラブルに関するご質問には、ご回答いたしかねます。あらかじめご了承ください。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を勘案したうえ、当社グループの「剰余金の配当等の決定に関する基本方針」に基づき、株主の皆様へ安定した利益還元を行うため、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき57円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき114円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金57円
総額 1,939,403,340円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
なお、取締役候補者の選定にあたっては、「取締役候補の指名方針・手続き」（14頁参照）に基づき、取締役会で決定しております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	性別	候 補 者 属 性	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況 (2024年度)
1	よし おか なる みつ 吉 岡 成 充	男性	再任	代表取締役社長、社長執行役員 全体統括、内部監査	12／12回 100%
2	との い かず し 殿 井 一 史	男性	再任	取締役専務執行役員 経営企画部・調達本部・財務部 ・環境室担当	12／12回 100%
3	おか むね つぐ 岡 宗 次	男性	再任	取締役常務執行役員 技術本部長、研究開発部担当	12／12回 100%
4	こ うち かず ひろ 河 内 一 弘	男性	新任	常務執行役員 生産本部長	—
5	た じり なお き 田 尻 直 樹	男性	再任 社外 独立	社外取締役	12／12回 100%
6	にし ひろ あき 西 浩 明	男性	再任 社外 独立	社外取締役	12／12回 100%
7	おお たに かず こ 大 谷 和 子	女性	再任 社外 独立	社外取締役	12／12回 100%
8	の げ え み 野 下 え み	女性	再任 社外 独立	社外取締役	10／10回 100%

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所等の定めに基づき独立役員

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (性別) (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1 再任	よし おか なる みつ 吉 岡 成 充 (男性) (1963年9月14日生)	1986年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2015年 4 月 同行執行役員ソウル支店長、グローバルコア営業部長 2017年 4 月 同行執行役員三井住友銀行（中国）有限公司社長、東アジア本部副本部長 2018年 4 月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員東アジア本部長兼株式会社三井住友銀行常務執行役員東アジア本部長、グローバル・アドバイザリー部副担当、三井住友銀行（中国）有限公司会長 2020年 4 月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼株式会社三井住友銀行常務執行役員 2020年 5 月 当社顧問 2020年 6 月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐 2021年 6 月 当社代表取締役社長、社長執行役員、全体統括、内部監査（現任）	12,421株
(取締役候補者とした理由) 吉岡成充氏は、会社経営や海外業務等に関わる長年の経験と高い見識を有しており、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループの収益基盤の強化や企業価値の向上にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。			
2 再任	との い かず し 殿 井 一 史 (男性) (1963年11月7日生)	1986年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2014年 4 月 同行本店営業第十部長 2015年 4 月 当社顧問 2015年10月 当社常務執行役員、社長補佐、調達本部担当 2016年 4 月 当社常務執行役員、社長補佐、調達本部・財務部・総務部担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年 4 月 当社取締役専務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年11月 当社取締役専務執行役員、生産本部・調達本部・財務部・総務部担当 2020年 4 月 当社取締役専務執行役員生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当 2022年 4 月 当社取締役専務執行役員経営企画部長、調達本部・財務部・環境室担当 2024年 4 月 当社取締役専務執行役員、経営企画部・調達本部・財務部・環境室担当（現任）	5,916株
(取締役候補者とした理由) 殿井一史氏は、主に当社グループの経営戦略の策定・遂行のほか、購買・物流部門の合理化や財務部門の業務改善などに、その職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (性別) (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
3 再任	おか むね つぐ 岡 宗 次 (男性) (1968年1月27日生)	1992年 4 月 日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2010年 4 月 株式会社日本セラテック（現株式会社NTKセラテック）MMC事業部製造部長 2014年 4 月 日本ファインセラミックス株式会社MMC事業部事業部長、製造部長 2019年 1 月 当社技術本部副本部長 2019年 3 月 当社生産本部副本部長 2019年10月 当社執行役員生産本部副本部長、生産管理室長 2020年10月 当社上席執行役員生産本部副本部長、生産管理室長 2021年 4 月 当社上席執行役員生産本部副本部長、名古屋工場長、生産管理室長 2021年10月 当社上席執行役員生産本部副本部長、名古屋工場長 2022年10月 当社上席執行役員技術本部副本部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員技術本部長、研究開発部担当 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員技術本部長、研究開発部担当（現任）	2,517株
（取締役候補者とした理由） 岡 宗次氏は、生産・開発・技術関係の各種業務に精通しており、生産部門における業務改善や合理化に尽力し、現在は技術部門における責任者として職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (性別) (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
4 新任	こ 河 うち 内 かず ひろ 氏 (男性) (1964年5月19日生)	1987年4月 当社入社 1987年4月 当社執行役員いわき工場長 1987年4月 当社上席執行役員生産本部長 1987年6月 当社取締役上席執行役員生産本部長、環境安全室担当 1987年6月 当社取締役常務執行役員生産本部長、名古屋工場長、環境室・安全推進室担当 1987年4月 当社取締役常務執行役員生産本部長、環境室・安全推進室担当 1987年4月 当社取締役常務執行役員、ニチハマテックス株式会社代表取締役社長 1987年6月 当社常務執行役員、ニチハマテックス株式会社代表取締役社長 1987年4月 当社常務執行役員、ニチハマテックス株式会社代表取締役社長、高萩ニチハ株式会社代表取締役社長 1987年4月 当社常務執行役員生産本部長、ニチハマテックス株式会社代表取締役社長、高萩ニチハ株式会社代表取締役社長 (現任)	10,217株
(取締役候補者とした理由) 河内一弘氏は、生産本部長や当社主要生産子会社の代表取締役社長を務めるなど当社グループの安定した生産・供給体制の整備や生産業務の効率化に尽力し、生産体制の強化にその職責を果たしております。その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、新たに取締役候補者となりました。			
5 再任 社外 独立	た 田 じり なお き 氏 (男性) (1949年3月10日生)	1972年4月 住友金属鉱山株式会社入社 2001年6月 同社経理部長 2003年6月 同社執行役員経理部長 2006年6月 同社常務執行役員経理部長 2008年6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 2010年6月 同社常任監査役 2014年6月 同社顧問 2015年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 田尻直樹氏は、事業法人の経営者・監査役としての経験や経理部門における業務経験が豊富で高い見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (性別) (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
6	にし ひろ あき 西 浩 明 (男性) (1960年8月8日生)	1983年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年 3 月 公認会計士登録 1998年 6 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2012年 7 月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社（現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）パートナー 2015年 4 月 デロイトトーマツ合同会社パートナー 2020年 5 月 デロイトトーマツ合同会社およびデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社退職 2020年 6 月 西浩明公認会計士事務所（現西浩明公認会計士・税理士事務所）開設、所長就任（現任） 2020年 6 月 当社社外監査役 2021年 6 月 税理士登録 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 西浩明公認会計士・税理士事務所所長	一株
再任	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 西 浩明氏は、経営コンサルタントとしての経験や公認会計士としての専門的な知識が豊富で高い見識を有しており、2021年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、社外取締役として特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。		
7	おお たに かず こ 大 谷 和 子 (女性) (1964年1月9日生)	1987年 4 月 日本情報サービス株式会社（現株式会社日本総合研究所）入社 1996年 4 月 同社法務部長 2016年 5 月 同社執行役員法務部長（現任） 2023年 6 月 当社社外取締役（現任） 2024年 6 月 アジアパイルホールディングス株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 アジアパイルホールディングス株式会社社外取締役	一株
再任	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 大谷和子氏は、事業法人の法務部長としての経験やＩＴ・デジタルに関する知識が豊富で高い見識を有するとともに、企業経営にも精通しており、2023年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、社外取締役として特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。		
社外			
独立			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (性別) (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
8	の げ え み 野 下 え み (女性) (1970年1月17日生)	1995年 4 月 検察官任官 2006年 3 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2006年 3 月 ふじ合同法律事務所入所 2008年 4 月 ふじ合同法律事務所パートナー弁護士（現任） 2012年 4 月 東京労働局東京紛争調整委員 2017年 4 月 東京簡易裁判所調停委員（現任） 2018年 6 月 スルガ銀行株式会社社外監査役 2019年 6 月 同行社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年 6 月 一般社団法人日本循環器学会監事（現任） 2024年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ふじ合同法律事務所パートナー弁護士 東京簡易裁判所調停委員 スルガ銀行株式会社社外取締役（監査等委員）（2025年6月 退任予定） 一般社団法人日本循環器学会監事	一株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 野下えみ氏は、検察官および弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しており、2024年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、特に企業法務・コンプライアンス・リスクマネジメントの観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法に定める社外取締役の要件のほか、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外取締役候補者を選定しております。
3. 田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、各氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏との間で締結しており、各氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ6年、4年、2年、1年となります。

(ご参考)

取締役候補の指名方針・手続き

取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、以下のとおりです。

取締役候補の指名に関しては、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が提案する株主総会の取締役選任議案の原案について指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会に答申を行います。また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役候補者を決定いたします。

〈取締役候補の指名基準〉

- ① 中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力を有していること
- ② 企業統治に関する知見を有していること
- ③ 取締役会の重要な役割・責務である監督責任を果たす知識・経験・能力を有していること
- ④ 社内出身の取締役候補については、当社グループの業務に関する知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握して職務を遂行できるバランスと決断力を有していること
- ⑤ 社外取締役の候補については、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていること。また、独立社外取締役の候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

取締役候補者に関するスキルマトリックス

取締役候補者の主なスキルは、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	取 締 役 に 求 め る 主 な ス キ ル 項 目								
		企業経営 ・ガバナンス	製造・ 技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	人事・ 人材開発	グローバル	品質・ C S	財務・ 会計	コンプライ アンス・ リスクマネ ジメント	I T・ D X
1	吉 岡 成 充	●		●	●	●	●	●	●	●
2	殿 井 一 史	●	●	●				●	●	
3	岡 宗 次	●	●				●			
4	河 内 一 弘	●	●		●		●			●
5	田 尻 直 樹	●				●		●		
6	西 浩 明	●				●		●	●	
7	大 谷 和 子	●							●	●
8	野 下 え み	●							●	

取締役を求める主なスキル項目の採用理由は、次のとおりであります。

取締役を求める 主なスキル項目	採 用 理 由
企業経営・ ガバナンス	当社の企業価値を持続的に高めるべく、事業環境や資本コスト等を踏まえて多様な事業戦略、適切なガバナンス体制、サステナビリティ施策等を速やかに策定・実行する観点から求められる項目
製造・技術・ 研究開発	社会の発展に貢献する新しい価値を創造する技術開発や研究開発を行い、安定的かつ効率的に製品とサービスを供給する観点から求められる項目
営業・ マーケティング	お客さま本位の姿勢に基づき、お客さまの基盤を安定的かつ効果的に拡大する観点から求められる項目
人事・人材開発	安全かつ健康的で明るく風通しの良いサステナブルな職場や個人の能力を更に伸ばさせる環境を整えとともに、企業戦略の実行に必要な人材を確保、育成する観点から求められる項目
グローバル	グローバルスタンダードに基づき、当社の事業を発展的かつ効率的に拡大する観点から求められる項目
品質・C S	最高品質の製品とサービスを安定的に提供することを通じて、お客さまの満足度を高めるとともに、ステークホルダーの信頼を獲得する観点から求められる項目
財務・会計	強固な財政基盤や正確でタイムリーな開示体制を構築することを通じて、ステークホルダーの信頼を醸成する観点から求められる項目
コンプライアンス・ リスクマネジメント	堅固なコンプライアンス体制、適切なリスクマネジメント体制、厳正な内部監査等を確立することを通じて、健全な企業基盤を構築・維持する観点から求められる項目
I T ・ D X	A I や I o T 等の先進技術を積極的に活用し、業務効率の改善、生産性の向上、セキュリティの確保等を実現する観点から求められる項目

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役柴田佳寛氏が辞任し、監査役岩本吉志子氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選定にあたっては、「監査役候補の指名方針・手続き」（17頁参照）に基づき、取締役会で決定しております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (性別) (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	篠田菊弘 (男性) (1961年9月12日生)	1985年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員財務部長 2025年4月 当社参与、財務部長（現任）	4,047株
新任	(監査役候補者とした理由) 篠田菊弘氏は、長年当社の財務・経理業務に従事し、財務および会計に関する高い見識を有しております。その豊富な経験と見識を活かして、適切に監査業務を遂行するとともに、経営監視の役割を果たすことができるものと判断し、新たに監査役候補者としてしました。		
2	岩本吉志子 (女性) (1957年8月27日生)	1983年10月 監査法人中央会計事務所入所 1987年3月 公認会計士登録 1992年7月 税理士登録 2007年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 岩本公認会計士事務所開設、所長就任（現任） 2012年4月 ネクサス監査法人入所 2012年4月 兵庫県川西市監査委員 2012年10月 ネクサス監査法人社員 2021年6月 当社社外監査役（現任） 2021年7月 ネクサス監査法人代表社員（現任） (重要な兼職の状況) 岩本公認会計士事務所所長 ネクサス監査法人代表社員	一株
再任 社外 独立	(社外監査役候補者とした理由) 岩本吉志子氏は、公認会計士および税理士としての財務、税務および会計に関する専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有し、企業経営や内部統制にも精通しており、2021年6月から当社の社外監査役を務めております。引き続き、監査役として適任と判断し、社外監査役候補者としてしました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法に定める社外監査役の要件のほか、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外監査役候補者を選定しております。
3. 岩本吉志子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、岩本吉志子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を岩本吉志子氏との間で締結しており、同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 岩本吉志子氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(ご参考)

監査役候補の指名方針・手続き

監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、以下のとおりです。

監査役候補の指名に関しては、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が提案し、監査役会で協議し同意を得たうえで、取締役会において監査役候補者を決定いたします。

〈監査役候補の指名基準〉

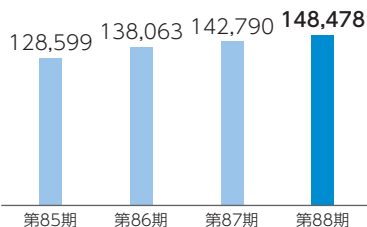
- ① 企業統治に関する知見を有していること
- ② 内部統制やコンプライアンスなどの観点から経営監視の責務を果たす能力を有していること
- ③ 財務および会計に関する相当程度の知見、または得意とする専門分野における知識・経験・能力を有していること
- ④ 社内出身の監査役候補については、当社グループの業務に精通し、高度の情報収集力を有していること
- ⑤ 社外監査役の候補については、会社法に定める社外監査役の要件を満たしていること。また、独立社外監査役の候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

以 上

連結決算ハイライト

売上高

(単位：百万円)

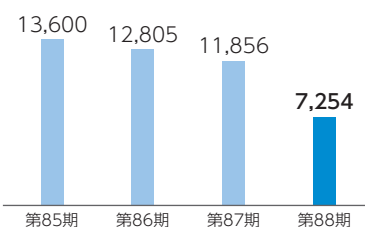


売上高

1,484億78百万円
前期比 4.0%増 ▲

経常利益

(単位：百万円)

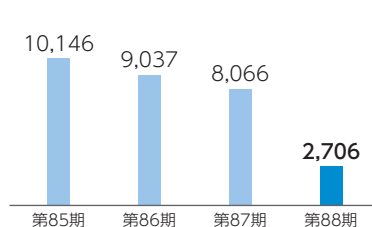


経常利益

72億54百万円
前期比 38.8%減 ▼

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

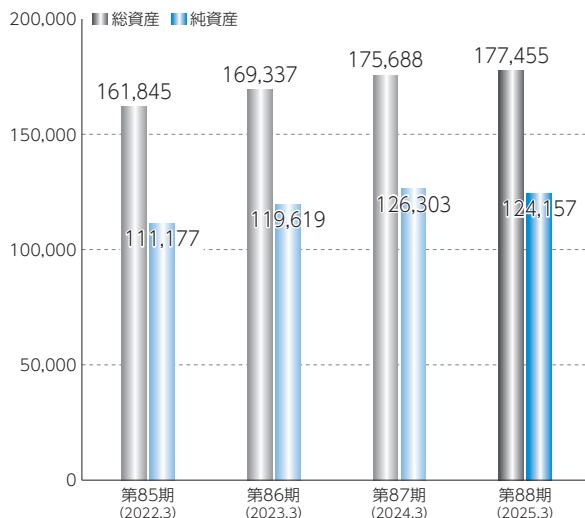


親会社株主に帰属する当期純利益

27億6百万円
前期比 66.4%減 ▼

総資産・純資産

(単位：百万円)

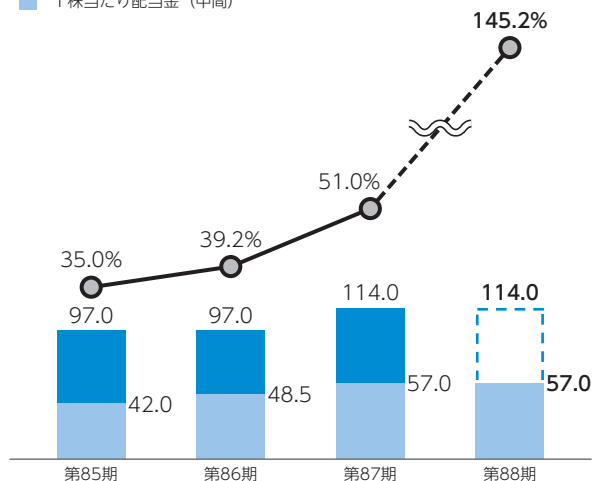


配当金の推移

○ 配当性向（連結）（単位：％）

■ 1株当たり配当金（通期）（単位：円）

■ 1株当たり配当金（中間）



1. 企業集団の現況に関する事項

[コーポレートスローガン・経営方針]

当社グループは、コーポレートスローガンである「素晴らしい人間環境づくり」のもと、3つの経営方針「1. お客さま本位の姿勢 2. 創意開発 3. 明るい風通しのよい職場づくり」に基づき、豊かで快適な社会の実現に向けて事業活動を行っております。

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかに回復はしているものの、物価高や為替変動等が企業収益に影響を与える状況が続きました。

当社製品の主要マーケットである国内住宅市場におきましては、2024年度の新設住宅着工戸数は、81万6千戸と前年度比2.0%の増加となりました。ただし、この増加の要因は、2025年2月から3月に発生した建築基準法・建築物省エネ法改正前の駆け込み申請によるものと推察されます。こうした一時的影響を除いた実質的な住宅市況は、住宅価格の高騰等を背景とした住宅取得意欲の減退から、低迷が続く状況であったと考えられます。これに伴い、窯業系外装材の業界全体の国内販売数量は、前年度比5.9%（JIS規格対象外の12mm厚製品を含む基準）の減少となりました。

他方、海外主要マーケットである米国市場におきましては、住宅着工戸数は住宅価格の上昇や住宅ローン金利の高止まりを背景に一進一退の状況が続きました。また、米国の非住宅市場についても、金利高を受けて投資を控える動きが一部に出ています。

このような市場環境のもと、国内では、外装材事業が、前記の住宅市況低迷の影響を受けたものの、窯業系外装材および金属系外装材のシェアアップと価格改定効果により前期比増収となりました。また、米国の外装材事業は、期中に物流面のトラブルや型板の不良等による販売への悪影響があったものの、コマーシャル事業における営業体制増強などが奏功し、前期比増収となりました。以上により、連結売上高は1,484億78百万円（前期比4.0%増）となり、4期連続で過去最高を更新いたしました。

一方、損益につきましては、価格改定効果はありましたが、国内の外装材事業における物流費や資材価格の高騰、米国の外装材事業における工場の稼働低迷や固定費増、物流面のトラブルなどによる減益影響を補えず、連結営業利益は69億51百万円（前期比31.9%減）、連結経常利益は72億54百万円（同38.8%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、移転価格税制の調査に伴う更正決定見込額を過年度法人税等に計上したことなどから、27億6百万円（同66.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の当社グループにおける設備投資総額は43億71百万円となりました。その主なものは、当社における工場の既存設備の増強・合理化・保全等に伴う投資21億61百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期は当社グループ全体で、設備投資資金の調達および長期安定資金の確保のため、30億55百万円の長期借入を行い、連結ベースの総借入金残高は、前期末比10億20百万円増加して158億61百万円となりました。

なお、当期においても新株式および社債発行等の資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2030年度をターゲットとする長期ビジョン「Challenge Global to 2030」を掲げ、「開発から調達、生産、営業、物流までのバリューチェーン、資本効率、リスク管理など、あらゆる面でGlobalに通用する」企業を目指しております。

長期ビジョンの実現に向けて、「第一次中期経営計画（2024年度～2026年度）」では、最終年度の数値目標を連結売上高1,610億円、営業利益165億円、ROIC 8%、ROE 9%と定め、下記の4つの重要戦略テーマにスピード感を持って取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。

① 国内外の市場開拓推進

国内においては、住宅市場の縮小が避けられない中、非住宅市場の開拓に注力しております。非住宅市場開拓においては、主力である商業施設分野での競合する外壁材（ALC等）からの切替促進に加え、中層のビル、マンション向けに当社の独自工法である「ニチハMARCSシステム」を活かしたリフォーム需要の開拓を進めているほか、鉄骨造向けに、省施工や工期短縮を可能とする等の特長を備えた新たな工法をリリースしております。また、非住宅市場を担当する部署の増強を目的とした組織改編と、全国主要営業拠点への専任担当者の配置を行い、非住宅市場開拓を推進するための体制強化を図っております。

また、海外においては、主力の米国事業にて、カナダに現地法人を設立する等、新たな市場の開拓による事業拡大を目指しております。さらに、豪州・アジア・欧州への拡販をより一層進めております。

② 収益性の向上

販売面においては、サイディング本体に加えて施工用部材の販売強化に取り組むことで、一件当たりの売上と利益の拡大を図っております。また、原材料や人件費等のコストアップに対し、製品価格の改定および配送費の改定を適宜実施しております。今後も各種コストアップに対しては、市場動向を踏まえつつ、製品価格やコストの見直しを図り、安定した収益性を維持してまいります。

生産面においては、増加する物流コスト等の削減のため、適地生産を拡大するとともに、合理化を目的とした設備改造および労働人口減少に対応した省人化投資に取り組むことで、生産性向上を推進しております。

③ マテリアリティへの取組強化

地球温暖化防止への取組においては、2030年度にCO₂排出量50%削減（2013年度比）、2050年にカーボンニュートラルを目標として掲げております。目標の達成に向けて、生産工場における燃料転換の検討や製品へのCO₂の固定化、全社的な省エネ活動等を進めております。ま

た、米国の主力製品について、製品が環境に与える影響を数値で示すEPD（環境製品宣言）の認証を取得いたしました。国内の主力製品についても、まずはニーズの強い海外向け製品からEPD認証取得に向けて取り組んでおります。

人的資本投資においては、長期ビジョンおよび第一次中期経営計画達成に向けた持続的成長を支える人材の育成、活用に注力しております。具体的には、次世代を担う社員や豊富な経験を有するシニア層の社員がより活躍できるよう処遇改善等を実施しております。加えて、グローバル人材育成に向けた研修制度の拡充や健康経営の推進に取り組んでおります。

④ 資本政策

第一次中期経営計画において、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を織り込み、その中で、PBRを1倍超に改善するための資本政策を示しております。

PBRの改善に当たっては、ROEとPERの改善に取り組んでおります。

このうちROEの改善については、ROICの向上に加えて、戦略投資と株主還元のバランスを勘案した適切なキャッシュフローアロケーションを通じた財務レバレッジの最適化に取り組んでおります。

ROICの向上については、まずは第一次中期経営計画の重要戦略テーマである国内外での市場開拓推進と収益性の向上に取り組むとともに、成長のための戦略投資によって向上を図っております。

一方、PERの改善に向けては、株主・投資家とのコミュニケーション充実、マテリアリティへの取組、コンプライアンス・リスク管理の強化を進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

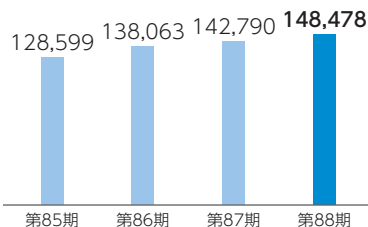
(5) 財産および損益の状況（連結ベース）

区 分	第85期	第86期	第87期	第88期
	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月
売上高	128,599百万円	138,063百万円	142,790百万円	148,478百万円
経常利益	13,600百万円	12,805百万円	11,856百万円	7,254百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,146百万円	9,037百万円	8,066百万円	2,706百万円
1株当たり当期純利益	277円14銭	247円21銭	223円57銭	78円49銭
総資産	161,845百万円	169,337百万円	175,688百万円	177,455百万円
純資産	111,177百万円	119,619百万円	126,303百万円	124,157百万円

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

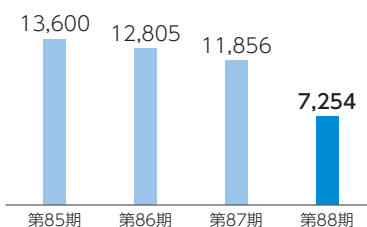
売上高

（単位：百万円）



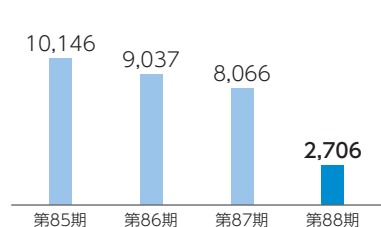
経常利益

（単位：百万円）



親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ニチハマテックス株式会社	400百万円	100.00%	住宅用外壁材・繊維板の製造
高萩ニチハ株式会社	400	100.00	住宅用外壁材の製造
株式会社チューオー	180	100.00	住宅用外壁材・屋根材・外装部材の製造
Nichiha USA, Inc.	19,840 (200,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材の製造および販売
ニチハ装飾繊維セメント 壁板(嘉興)有限公司	2,825 (25,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材・外装部材の製造および販売

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、外装材事業に係る製品の製造販売を主な事業内容としているほか、繊維板事業・工事業・F P 事業（ウレタン断熱パネル事業）・その他事業を展開しております。

事 業 区 分	主 要 製 品
外 装 材 事 業	窯業系および金属系外壁材ならびに同関連製品、屋根材、耐火野地板、付属部材
そ の 他	自動車内装用ボード、フローア養生板、住宅外装工事、注文住宅、 住宅リフォーム、ウレタン断熱パネル

(注) 事業区分の「その他」に、繊維板事業・工事業・F P 事業・その他事業が含まれております。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会 社 名	種 別	所 在 地 等
ニチハ株式会社	本 店	名古屋市港区汐止町12番地
	本社事務所	名古屋市中区錦二丁目18番19号（三井住友銀行名古屋ビル）
	東 京 支 店	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号（ツカモトビル）
	営 業 所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡のほか23か所
	工 場	名古屋、いわき（福島県）、下関（山口県）
ニチハマテックス株式会社	本 店	名古屋市中区
	本 社	愛知県半田市
	工 場	習志野（千葉県）、衣浦（愛知県半田市）、大江（名古屋市）
高萩ニチハ株式会社	本 店	名古屋市中区
	本社・工場	茨城県高萩市
株式会社チューオー	本 社	栃木県鹿沼市
	工 場	鹿沼（栃木県）、若柳（宮城県栗原市）、熊谷（埼玉県）
Nichiha USA, Inc.	本社・工場	アメリカ合衆国ジョージア州
ニチハ装飾繊維セメント 壁板(嘉興)有限公司	本社・工場	中華人民共和国浙江省

(9) 従業員の状況（連結ベース、2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
3,158名	45名減

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額（連結ベース、2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,930 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,458
農林中央金庫	1,904
株式会社三十三銀行	1,875

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 損害賠償請求訴訟について

当社は、国および当社を含む石綿含有建材製造販売企業10～20数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者などの原告らから、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、石綿含有建材製造販売企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、損害賠償を求める訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟）の提起を受けております。

当社といたしましては、原告らからの請求に対し、今後も法廷の場において適切に対応していく所存です。

② 軒裏45分準耐火構造の国土交通大臣認定等に関わる不適合について

2006年3月から2014年10月までに当社の子会社ニチハ富士テック株式会社が製造し、当社が特定ユーザー（住宅会社）向けに販売しておりました軒天材を利用した一部の建物が、軒裏の45分準耐火構造の国土交通大臣認定等に適合しないことが判明し、2025年4月に公表いたしました。

当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、当該軒天材をご利用いただいた特定ユーザー（住宅会社）のご協力を得て、対象となるお客様に事態等をご説明のうえ、適切な是正措置を進めるとともに、グループ全体で徹底した再発防止に努めてまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,324,264株
- (3) 株主数 4,436名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,252 千株	12.50 %
銀 泉 株 式 会 社	2,617	7.69
住 友 林 業 株 式 会 社	2,572	7.56
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,735	5.10
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,597	4.69
S M B 建 材 株 式 会 社	1,292	3.80
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,105	3.25
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	957	2.81
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	848	2.49
伊 藤 忠 建 材 株 式 会 社	830	2.44

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,299,644株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、29頁に記載のとおり、2024年6月25日開催の第87期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、同日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月23日付で下表のとおり自己株式の処分を行っております。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く 。)	8,770株	4名

- (注) 社外取締役および監査役に対しては、譲渡制限付株式を交付しておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、当事業年度において、株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、定款授權に基づく取締役会決議により、次のとおり自己の株式を取得いたしました。

	2024年5月9日開催の取締役会の決議に基づく取得
取 得 期 間	2024年5月10日～2024年11月30日
取 得 し た 株 式 の 種 類	当社普通株式
取 得 し た 株 式 の 総 数	1,428,400株
株式の取得価額の総額	4,999百万円
取 得 方 法	東京証券取引所における市場買付け

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	吉 岡 成 充	全体統括、内部監査
取 締 役 専務執行役員	殿 井 一 史	経営企画部・調達本部・財務部・環境室担当
取 締 役 専務執行役員	小 島 一 行	人事部・システム統括部・品質保証部・CS推進部・安全推進室・性能評価センター担当
取 締 役 常務執行役員	岡 宗 次	技術本部長、研究開発部担当
取 締 役	田 尻 直 樹	
取 締 役	西 浩 明	西浩明公認会計士・税理士事務所所長
取 締 役	大 谷 和 子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 アジアパイルホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	野 下 え み	ふじ合同法律事務所パートナー弁護士 東京簡易裁判所調停委員 スルガ銀行株式会社社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本循環器学会監事
監 査 役（常勤）	柴 田 佳 寛	
監 査 役（常勤）	藤 田 万 之 葉	
監 査 役	杉 浦 勝 美	杉浦勝美税理士事務所所長 株式会社K V K 社外監査役
監 査 役	佐 々 木 健 次	佐々木健次公認会計士事務所所長 佐々木国際行政書士事務所代表 dep.FAS合同会社代表社員 木村工機株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社オービーシステム社外監査役
監 査 役	岩 本 吉 志 子	岩本公認会計士事務所所長 ネクサス監査法人代表社員

- (注) 1. 2024年6月25日開催の第87期定時株主総会において、野下えみ氏は取締役、藤田万之葉氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。
2. 2024年6月25日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、取締役川島久幸、取締役八木清文、監査役水野昭彦の各氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査役杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役佐々木健次氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役岩本吉志子氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち、田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、杉浦勝美、佐々木健次、岩本吉志子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監

査役であります。

6. 取締役田尻直樹、取締役西 浩明、取締役大谷和子、取締役野下えみ、監査役杉浦勝美、監査役佐々木健次、監査役岩本吉志子の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役および当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を各社外取締役および各社外監査役との間で締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社およびその子会社の取締役、監査役としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為や被保険者の犯罪行為等に該当する場合には填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、取締役会において次のとおり決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

[取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針]

ア. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について

取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎としつつ、各期における業績評価等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため譲渡制限付株式（非金銭報酬）を採用し、6月の定時取締役会後の一定の時期に付与します。

また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。

各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～63%、賞与約24～30%、譲渡制限付株式約12～15%を目安に配分します。なお、賞与

および譲渡制限付株式は各期の業績評価等により変動するほか、譲渡制限付株式は時価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法について

取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における業績評価等を勘案して加減算し、取締役の譲渡制限付株式は付与時に係る時価を踏まえ、業績評価等を勘案し加減算します。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の譲渡制限付株式の割当株数・割当日を決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	ストック オプション	譲渡制限付 株式	
取締役	224	162	34	5	21	10
監査役	40	40	－	－	－	6
合計 (うち社外役員)	265 (43)	203 (43)	34 (－)	5 (－)	21 (－)	16 (8)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第75期定時株主総会において賞与を含め年額4億円以内と決議しております。なお、この報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含んでおりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第71期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（非金銭報酬）に関する報酬等の額を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間につき年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権につきましては、2024年6月25日開催の第87期定時株主総会において廃止しております。

そして、同じく金銭報酬とは別枠で、第87期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式（非金銭報酬）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。

2. 当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬として賞与を支給しております。この賞与の額の算定に使用する財務指標につきましては、連結売上高・連結営業利益・ROICを選定しております。この選定理由につきましては、業績および企業価値の向上に対する取締役のインセンティブを高めるうえで、適切かつ有効と判断しているからです。因みに、当該指標としている当事業年度の実績

は、連結売上高148,478百万円、連結営業利益6,951百万円、ROIC3.5%になります。

賞与の算定方法に関しては、代表取締役社長については全体業績による評価を実施しており、具体的には前記の財務指標のほか、非財務項目・ガバナンス項目による評価に基づき支給金額を算出しております。また、代表取締役社長以外の取締役（社外取締役を除く。）については全体業績および個人業績に区分して評価したうえで、それぞれを合算して支給金額を算出しております。

なお、全体業績による評価の非財務項目は、カーボンニュートラルやリサイクル等の環境関連のほか、人権重視や職場環境改善等の人事関連の項目で構成されております。また、ガバナンス項目は、内部統制や人材育成等の項目で構成されております。他方、個人業績による評価に際しては、各取締役の担当する部門に関わる、財務指標・非財務項目・ガバナンス項目で構成されております。

3. 上表の譲渡制限付株式については、当事業年度は制度導入の初年度のため取締役の役位等に基づいて割当株式数を算出して2024年7月に支給しておりますが、2025年度以降は中長期的な業績連動報酬として賞与の算定と類似の仕組みにより評価を実施して支給する予定です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第57期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 当社取締役会は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（28頁から29頁参照）に基づき、代表取締役社長 社長執行役員吉岡成充氏に対し、当事業年度に係る各取締役の基本報酬および賞与の額の決定を委任しております。
委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を踏まえた報酬の額の決定を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。ただし、委任された内容の決定過程に際しては、指名・報酬諮問委員会においてその妥当性等について審議し、承認を得たうえで決定しております。
6. 上表には、取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与の支給予定総額、ストックオプションの報酬額としての新株予約権の費用計上額および譲渡制限付株式の費用計上額を記載しております。
7. 上表には、2024年6月25日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役	西 浩 明	西浩明公認会計士・税理士事務所	所 長
	大 谷 和 子	株 式 会 社 日 本 総 合 研 究 所	執行役員法務部長
	野 下 え み	ふ じ 合 同 法 律 事 務 所	パートナー弁護士
監 査 役	杉 浦 勝 美	杉 浦 勝 美 税 理 士 事 務 所	所 長
	佐 々 木 健 次	佐々木健次公認会計士事務所	所 長
		佐々木国際行政書士事務所	代 表
		d e p . F A S 合 同 会 社	代 表 社 員
	岩 本 吉 志 子	岩 本 公 認 会 計 士 事 務 所	所 長
		ネ ク サ ス 監 査 法 人	代 表 社 員

(注) 当社は、いずれの兼職先との間においても取引関係を有しておりません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役	大 谷 和 子	ア ジ ア パ イ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	社 外 取 締 役
	野 下 え み	東 京 簡 易 裁 判 所	調 停 委 員
		ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	社 外 取 締 役 (監査等委員)
		一般社団法人日本循環器学会	監 事
監 査 役	杉 浦 勝 美	株 式 会 社 K V K	社 外 監 査 役
	佐 々 木 健 次	木 村 工 機 株 式 会 社	社 外 取 締 役 (監査等委員)
		株 式 会 社 オ ー ビ ー シ ス テ ム	社 外 監 査 役

(注) 当社は、いずれの兼職先との間においても取引関係を有しておりません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	田 尻 直 樹	取締役会12回すべてに出席し、事業法人の経理部長・経営企画部長・取締役・監査役等としての経験に基づいて、主に企業経営の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会4回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	西 浩 明	取締役会12回すべてに出席し、公認会計士・経営コンサルタントとしての経験に基づいて、主に企業経営および内部統制の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会4回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	大 谷 和 子	取締役会12回すべてに出席し、事業法人の法務部長としての経験やIT・デジタルに関する知識に基づいて、主に企業経営の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会4回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	野 下 え み	2024年6月25日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、検察官および弁護士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に企業法務・コンプライアンス・リスクマネジメントの観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、2024年6月25日就任以降に開催された指名・報酬諮問委員会3回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。

イ. 社外監査役

地 位	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
監 査 役	杉 浦 勝 美	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に税務や会計の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	佐々木健次	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に会計や企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	岩本吉志子	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、公認会計士・税理士としての経験に基づいて、主に企業経営および内部統制の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 50,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50,000千円

- (注) 1. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由の報告を監査役会が選定した監査役が行います。

また、会計監査人が会社法（前記第340条第1項各号以外の事由）、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、審議のうえ、株主総会に付議する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を当社監査役会が決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループの配当施策は、業績に応じた利益還元を基本としつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

この基本方針のもと、当社は、第87期（2023年4月～2024年3月）まで連結配当性向を40%として運営しておりましたが、株主還元をさらに充実させるべく、第88期（2024年4月～2025年3月）より連結配当性向を45%以上として運営しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	86,002	流 動 負 債	34,813
現 金 及 び 預 金	26,481	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,871
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	23,444	短 期 借 入 金	1,185
電 子 記 録 債 権	5,349	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,034
商 品 及 び 製 品	19,485	リ ー ス 債 務	107
仕 掛 品	3,664	未 払 費 用	6,529
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,283	未 払 法 人 税 等	2,962
そ の 他 の 流 動 資 産	1,326	賞 与 引 当 金	1,871
貸 倒 引 当 金	△ 31	役 員 賞 与 引 当 金	47
固 定 資 産	91,452	製 品 保 証 引 当 金	84
有 形 固 定 資 産	74,295	そ の 他 の 流 動 負 債	4,117
建 物 及 び 構 築 物	14,644	固 定 負 債	18,484
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	38,045	長 期 借 入 金	11,641
工 具 、 器 具 及 び 備 品	495	リ ー ス 債 務	215
土 地	20,403	繰 延 税 金 負 債	3,191
リ ー ス 資 産	244	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	137
建 設 仮 勘 定	462	製 品 保 証 引 当 金	1,094
無 形 固 定 資 産	482	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,375
リ ー ス 資 産	30	そ の 他 の 固 定 負 債	827
ソ フ ト ウ ェ ア	275	負 債 合 計	53,297
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	176	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	16,674	株 主 資 本	107,361
投 資 有 価 証 券	10,210	資 本 金	8,136
繰 延 税 金 資 産	361	資 本 剰 余 金	10,950
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,594	利 益 剰 余 金	98,008
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	3,545	自 己 株 式	△ 9,733
貸 倒 引 当 金	△ 36	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	17,157
資 産 合 計	177,455	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,067
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,445
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,644
		新 株 予 約 権	169
		非 支 配 株 主 持 分	△ 530
		純 資 産 合 計	124,157
		負 債 純 資 産 合 計	177,455

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	148,478
売上原価	97,626
売上総利益	50,851
販売費及び一般管理費	43,900
営業利益	6,951
営業外収益	
受取利息	154
受取配当金	319
不動産賃貸料	60
その他	227
	762
営業外費用	
支払利息	326
為替差損	68
その他	65
経常利益	460
	7,254
特別利益	
固定資産売却益	6
投資有価証券売却益	432
投資不動産売却益	305
	744
特別損失	
固定資産除却損	329
棚卸資産除却損	167
特別退職金	218
製品保証引当金繰入額	450
	1,165
税金等調整前当期純利益	6,832
法人税、住民税及び事業税	1,558
過年度法人税等	2,051
法人税等調整額	662
当期純利益	4,272
2,560	
非支配株主に帰属する当期純利益	△ 145
親会社株主に帰属する当期純利益	2,706

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	65,421	流 動 負 債	33,901
現 金 及 び 預 金	15,324	電 子 記 録 債 務	697
受取手形及び売掛金	22,651	買 掛 金	18,901
電 子 記 録 債 権	5,194	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商 品 及 び 製 品	9,927	リ ー ス 債 務	83
仕 掛 品	1,107	未 払 金	1,506
原材料及び貯蔵品	2,691	未 払 費 用	5,856
前 払 費 用	277	未 払 法 人 税 等	2,537
未 収 入 金	2,749	預 り 金	65
短 期 貸 付 金	5,418	賞 与 引 当 金	926
その他の流動資産	102	役 員 賞 与 引 当 金	44
貸 倒 引 当 金	△ 24	製 品 保 証 引 当 金	3
固 定 資 産	56,285	営 業 外 電 子 記 録 債 務	181
有 形 固 定 資 産	26,237	そ の 他 の 流 動 負 債	98
建 物	3,817	固 定 負 債	14,186
構 築 物	452	長 期 借 入 金	11,521
機 械 及 び 装 置	9,797	リ ー ス 債 務	143
車 両 運 搬 具	46	繰 延 税 金 負 債	1,138
工具、器具及び備品	107	退 職 給 付 引 当 金	178
土 地	11,572	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53
リ ー ス 資 産	194	製 品 保 証 引 当 金	1,094
建 設 仮 勘 定	249	そ の 他 の 固 定 負 債	57
無 形 固 定 資 産	292	負 債 合 計	48,088
借 地 権	11	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	252	株 主 資 本	68,402
その他の無形固定資産	28	資 本 金	8,136
投資その他の資産	29,755	資 本 剰 余 金	11,131
投 資 有 価 証 券	10,197	資 本 準 備 金	11,122
関 係 会 社 株 式	9,584	そ の 他 資 本 剰 余 金	8
関 係 会 社 出 資 金	3,428	利 益 剰 余 金	58,868
長 期 貸 付 金	5,149	利 益 準 備 金	768
長 期 前 払 費 用	92	そ の 他 利 益 剰 余 金	58,099
その他の投資その他の資産	2,494	別 途 積 立 金	16,160
貸 倒 引 当 金	△ 1,190	繰 越 利 益 剰 余 金	41,939
資 産 合 計	121,707	自 己 株 式	△ 9,733
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,047
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,047
		新 株 予 約 権	169
		純 資 産 合 計	73,619
		負 債 純 資 産 合 計	121,707

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科	目	金	額
売	上		113,413
売	上		79,131
売	上		34,281
販	費		31,988
営	業		2,292
営	業		
受	取	274	
受	取	5,288	
不	配	110	
そ	当	163	5,836
営	業		
支	外		
不	払	127	
為	動	33	
関	替	21	
係	会	426	
そ	社	16	624
経	常		7,505
特	別		
固	資	0	
投	有	42	
資	価	305	
受	取	450	798
特	別		
固	資	36	
製	品	450	486
税	引		7,817
法	人	590	
過	年	2,051	
法	人	135	2,777
当	期		5,039

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

ニチハ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大門 亮介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチハ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

ニチハ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細矢 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大門 亮介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチハ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および内部監査室、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用状況に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査室および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

二子八株式会社 監査役会

監査役(常勤) 柴田佳寛 ㊞

監査役(常勤) 藤田万之葉 ㊞

社外監査役 杉浦勝美 ㊞

社外監査役 佐々木健次 ㊞

社外監査役 岩本吉志子 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
電話 052-204-1133

交 通 地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分

- ※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。
- ※ ご来場の際に配慮が必要な方（車椅子でのご来場など）については、2025年6月19日までに下記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

ニチハ株式会社 総務部 電話 052-220-5111



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。